

暮らしの相談

傷病手当金について知ろう!

新型コロナウイルスへの感染などにより仕事を休むときは、「傷病手当金」が利用できます。

支給には申請が必要で、支給条件や支給金額、申請方法などについて詳しく知っておきましょう。

● 傷病手当金とは

健康保険などの被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制

度。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない人も、利用することができます。

※自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している、発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいるなどの場合についても、傷病手当金の支給対象となります。



対象者	■ 次の4つの要件すべてを満たす人 ※個人事業主の人は対象となりません。※申請には医療機関、事業主の証明が必要です。 1.今治市国民健康保険に加入している人 2.勤務先から給料の支払いを受けている人 3.新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱などの症状により感染の疑いがあるため、就労できなかった期間がある人 4.就労できなかった期間について、給与の全部又は一部が支給されない人
支給期間	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日
支給額	(直近の継続した3ヶ月の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数 ※1日当たりの支給額には上限があります。
適用期間	令和2年1月1日から令和3年9月30日の間で療養のため労務に服することができなくなった期間 ※ただし、入院が継続する場合などは最長1年6ヶ月まで
申請方法	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請の手続きは郵送で行います。 申請を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。



問合せ先 保険年金課 TEL.0898-36-1518 (国民健康保険係)

暮らしの相談

国民健康保険について知っておこう

自営業者や年金受給者の人などが加入するのが国民健康保険です。また勤務先で健康保険などに入っていない人も対象です。届け出は自身でしなくてはなりません。必要な給付を受けるためにも、まずはきちんと届け出を!

い人も対象です。届け出は自身でしなくてはなりません。必要な給付を受けるためにも、まずはきちんと届け出を!

こんなときには**14日以内**に届け出を!

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入する	市内に転入するとき	他市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	社会保険資格喪失証明書
	子どもが産まれたとき	母子健康手帳
	生活保護をやめたとき	生活保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カードなど
やめる	市外へ転出するとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国保と他の健康保険の両方の保険証(もしくは加入を証明するもの)
	死亡したとき(葬祭費が支給されます)	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を開始したとき	保険証、生活保護開始決定通知書

[こんなときにも届け出を]

●住所、氏名などが変わったとき ●保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき
→本人だと確認できるもの

注意 ●愛媛県内における市町間での住所異動の場合も届け出が必要です。届け出を行わず、転居が後に判明した場合、前住所地で手続きが必要となることがあります。

●加入の届け出が遅れると保険料(税)はさかのぼってかかります。また、資格喪失後に古い保険証を使って受診しないようにしてください。

● 新型コロナウイルスに係る国民健康保険被保険者資格証明書の取り扱いについて

国民健康保険被保険者資格証明書(以下、「資格証明書」という。)をお持ちの人が、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがあり、帰国者・接触者相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来を設置する医療機関などを受診される場合、資格証明書を被保険者証(通常の保険証)として取り扱うこととなりました。

これにより、当該医療機関などの窓口での自己負担は、3割または2割で受診することができます。



問合せ先 保険年金課 TEL.0898-36-1518 (国民健康保険係)